

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年3月27日現在

中華人民共和国で発生し、感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています。

- 上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人
 - ・アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、イタリア共和国、イラン・イスラム共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国：全ての地域
 - ・中華人民共和国：湖北省、浙江省
 - ・大韓民国：大邱^{テグ}広域市、慶尚北道^{ケイシヨウホクドウ}の清道^{チヨンド}郡、慶山市^{キヨンサン}、安東市^{アンドン}、永川市^{ヨンチヤン}、漆谷^{チルゴク}郡、義城郡^{ウイゾン}、星州郡^{ソンジュ}、軍威郡^{グンウイ}
- 中華人民共和国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

(注) 出入国管理及び難民認定法(抄)
(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)